

各都道府県知事 }  
各指定都市市長 } 殿

消 防 庁 次 長

危険物の規制に関する政令等の一部を改正する政令等の一部を  
改正する政令等の公布について

危険物の規制に関する政令等の一部を改正する政令等の一部を改正する政令（平成21年政令第247号）、危険物の規制に関する規則等の一部を改正する省令（平成21年総務省令第98号）及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令（平成21年総務省令第99号）が、本日公布され、平成21年11月1日より施行されることとなりました。

今回の改正は、危険物の貯蔵及び取扱いを休止している特定屋外タンク貯蔵所等についての新基準適合を延長すること等を主な内容とするものです。

貴職におかれましては、下記事項に留意の上、その運用に十分配慮されるとともに、貴都道府県内の市町村に対してもこの旨周知されるようお願いいたします。

なお、本通知中においては、法令名について次のとおり略称を用いたので御承知おき願います。

危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）……………政令  
危険物の規制に関する政令及び消防法施行令の一部を改正する政令  
（昭和52年政令第10号）……………昭和52年政令  
危険物の規制に関する政令等の一部を改正する政令（平成6年政令第214号）  
……………平成6年政令  
危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令（平成11年政令第3号）  
……………平成11年政令  
危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）……………規則  
危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（平成17年総務省令第3号）  
……………平成17年規則  
地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める  
省令（昭和51年自治省令第26号）……………手数料省令

おって、具体的な運用については、別途通知することとします。

## 記

### 第1 特定屋外タンク貯蔵所等の新基準適合期限の延長

- 1 特定屋外タンク貯蔵所が適合させるべき平成6年政令による改正後の昭和52年政令で定める新基準の適合期限において危険物の貯蔵及び取扱いを休止している特定屋外タンク貯蔵所について、休止の旨の確認を市町村長等から受け、新基準適合期限の翌日以後において引き続き休止しているものにあつては、新基準適合期限を、危険物の貯蔵及び取扱いを再開する日の前日まで延長することができることとされたこと（平成6年政令附則第7項第1号）。
- 2 準特定屋外タンク貯蔵所が適合させるべき平成11年政令で定める新基準の適合期限において危険物の貯蔵及び取扱いを休止している準特定屋外タンク貯蔵所について、休止の旨の確認を市町村長等から受け、新基準適合期限の翌日以後において引き続き休止しているものにあつては、新基準適合期限を、危険物の貯蔵及び取扱いを再開する日の前日まで延長することができることとされたこと（平成11年政令附則第2項第1号）。
- 3 浮き屋根を有する特定屋外タンク貯蔵所が適合させるべき平成17年規則で定める浮き屋根の新基準の適合期限において危険物の貯蔵及び取扱いを休止している浮き屋根を有する特定屋外タンク貯蔵所について、休止の旨の確認を市町村長等から受け、浮き屋根の新基準適合期限の翌日以後において引き続き休止しているものにあつては、浮き屋根の新基準適合期限を、危険物の貯蔵及び取扱いを再開する日の前日まで延長することができることとされたこと（平成17年規則附則第3条第1項第1号）。
- 4 休止中における危険物の貯蔵及び取扱いの例外について、次の(1)から(3)までのとおり定めたこと（規則第62条の2第2項）。
  - (1) 消火設備又は保安のための設備の動力源の燃料タンクにおける危険物の貯蔵又は取扱い。
  - (2) ポンプその他の潤滑油又は作動油を用いる機器における潤滑油又は作動油の取扱い。  
（一の機器において取り扱う潤滑油又は作動油の数量が指定数量の5分の1未満である場合に限る。）
  - (3) 配管その他の製造所等との共用部分における危険物の取扱い。（当該他の製造所等における危険物の貯蔵又は取扱いを伴うものに限る。）
- 5 上記1から3の市町村長等による休止の旨の確認等について、その手続き等を、次の(1)から(4)までのように定めたこと（改正規則附則第3条）。
  - (1) 市町村長等の確認を受けようとする者は、申請書と、講じられた休止措置その他参考となるべき事項を記載した書類を市町村長等に提出しなければならない。
  - (2) 市町村長等は、申請に係る特定屋外タンク貯蔵所等が次のいずれにも該当すると認められる場合に限り、確認をするものとする。
    - ア 危険物（上記4の(1)から(3)に規定された危険物を除く。（イにおいて同じ。））の除去。
    - イ 誤って危険物が流入するおそれがないようにするための措置を講ずること。
    - ウ 見やすい箇所に幅0・3メートル以上、長さ0・6メートル以上の、地が白色の板に赤色の文字で「休止中」と表示した標識を掲示すること。
  - (3) 確認を受けている特定屋外タンク貯蔵所等の所有者等は、危険物の貯蔵及び取扱いを再開しようとするときは、あらかじめ、その旨を市町村長等に届け出なければならない。それまでの間に、(1)の申請書又は書類に記載された事項に変更が生じる場合には、

あらかじめ、その旨を市町村長等に届け出なければならない。

- (4) 上記(3)における再開前に上記(2)における措置が講じられていないと市町村長等が認めるに至ったときは当該休止の確認を取り消すことができる。

## 第2 休止中の特定屋外タンク貯蔵所等の保安検査の時期に関する事項

特定屋外タンク貯蔵所のうち容量1万k1以上のもの及び特定移送取扱所(配管の延長が15キロメートル超のもの等)において市町村長等が行う保安検査の時期について、政令第8条の4第2項ただし書きにおける「別に定める時期」とすることができる事由に危険物の貯蔵及び取扱いが休止されたことが追加されたこと(規則第62条の2第1項第3号及び第4号)。

## 第3 休止中の特定屋外タンク貯蔵所の内部点検の期間等に関する事項

特定屋外タンク貯蔵所のうち容量1千k1以上1万k1未満のものについて、その所有者等に課されている内部点検及び点検記録保存義務について、危険物の貯蔵及び取扱いが休止され、市町村長等が、保安上支障がないと認めた場合には、当該特定屋外タンク貯蔵所の所有者等の申請に基づき、内部点検の期間及び点検記録保存義務を市町村長等が定めた期間延長することができることとされたこと(規則第62条の5第3項及び第4項、規則第62条の8第1項第1号並びに改正規則附則第2条)。

## 第4 その他

### 1 新基準適合期限の延長が認められた特定屋外タンク貯蔵所等の手数料に関する事項

改正政令後の平成6年政令附則第7項第1号及び第2号並びに改正政令後の平成11年政令附則第2項第1号により新基準適合期限が延長される特定屋外タンク貯蔵所等について、新たな新基準適合期限が当該各号の規定の適用に当たっての基準時点となるよう定められたこと(手数料省令第2条第3号から第5号)。

### 2 様式の追加に関する事項

上記第1の5の方法及び第3の適用を受けようとする際の方法及び申請書の様式として、別記様式第35から第41が追加されたこと(別記様式第35から第41)。

## 第5 施行期日

これらの政令等は、平成21年11月1日から施行するものとされたこと(改正政令附則第1条、改正省令附則第1項及び改正手数料省令附則)。

以上

政令第二百四十七号

危険物の規制に関する政令等の一部を改正する政令等の一部を改正する政令

内閣は、消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第三十六条の四の規定に基づき、この政令を制定する。

（危険物の規制に関する政令等の一部を改正する政令の一部改正）

第一条 危険物の規制に関する政令等の一部を改正する政令（平成六年政令第二百十四号）の一部を次のように改正する。

附則第七項第一号中「平成二十一年十二月三十一日」の下に「（当該日までの間に、その所有者、管理者又は占有者が、危険物の貯蔵及び取扱い（総務省令で定めるものを除く。以下同じ。）を休止し、かつ、その旨の確認を総務省令で定めるところにより市町村長等から受けた旧基準の特定屋外タンク貯蔵所であつて、当該日の翌日以後において危険物の貯蔵及び取扱いを当該確認を受けた時から引き続き休止しているものにあつては、同日の翌日以後において危険物の貯蔵及び取扱いを再開する日の前日）」を加え、同項第二号中「平成二十五年十二月三十一日」の下に「（当該日までの間に、その所有者、管理者又は占有者が、危険物の貯蔵及び取扱いを休止し、かつ、その旨の確認を総務省令で定めるところにより市町村

長等から受けた旧基準の特定屋外タンク貯蔵所であつて、当該日の翌日以後において危険物の貯蔵及び取扱いを当該確認を受けた時から引き続き休止しているものにあつては、同日の翌日以後において危険物の貯蔵及び取扱いを再開する日の前日」を加える。

（危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令の一部改正）

第二条 危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令（平成十一年政令第三号）の一部を次のように改正する。

附則第二項第一号中「平成二十九年三月三十一日」の下に「（当該日までの間に、その所有者、管理者又は占有者が、危険物の貯蔵及び取扱い（総務省令で定めるものを除く。以下同じ。）を休止し、かつ、その旨の確認を総務省令で定めるところにより市町村長等から受けた旧基準の準特定屋外タンク貯蔵所であつて、当該日の翌日以後において危険物の貯蔵及び取扱いを当該確認を受けた時から引き続き休止しているものにあつては、同日の翌日以後において危険物の貯蔵及び取扱いを再開する日の前日）」を加える。

## 附 則

この政令は、平成二十一年十一月一日から施行する。

## 理由

危険物の屋外タンク貯蔵所のうち一定のものを対象に講じられている経過措置について、当該施設が休止している場合に、その期限を延長する必要があるからである。

危険物の規制に関する政令等の一部を改正する政令等の一部を改正する政令案新旧対照条文

○ 危険物の規制に関する政令等の一部を改正する政令（平成六年政令第二百十四号）（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>1 5 6 （略）</p> <p>（危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>7 既設の特定屋外タンク貯蔵所のうち、五十二年政令施行の際現にその構造及び設備が新令第十一条第三号の二及び第四号に定める技術上の基準に適合していなかったもので、この政令の施行の際現にその構造及び設備が新基準に適合しないもの（以下「旧基準の特定屋外タンク貯蔵所」という。）に係る技術上の基準については、次の各号に掲げる旧基準の特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、当該各号に定める日（その日前に当該旧基準の特定屋外タンク貯蔵所の構造及び設備が新基準のすべてに適合することとなった場合にあつては、当該適合することとなった日）までの間は、同項第三号の二及び第四号の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p> <p>一 その所有者、管理者又は占有者が、平成七年十二月三十一日までの間に、市町村長等に総務省令で定めるところによる旧基準の特定屋外タンク貯蔵所の構造及び設備の実態についての調査並びに当該構造及び設備を新基準のすべてに適合させるための工事に関する計画の届出（次号において「調査・工事計画届出」という。）をした旧基準の特定屋外タンク貯蔵所で、新令第八条の四第一項に規定するもの 平成二十一年十二月三十一日（当該日までの間に、その所有者、管理者又は占有者が、危険物の貯蔵及び取扱い（総務省令で定めるものを除く。以下同</p>	<p>附則</p> <p>1 5 6 （略）</p> <p>（危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>7 既設の特定屋外タンク貯蔵所のうち、五十二年政令施行の際現にその構造及び設備が新令第十一条第三号の二及び第四号に定める技術上の基準に適合していなかったもので、この政令の施行の際現にその構造及び設備が新基準に適合しないもの（以下「旧基準の特定屋外タンク貯蔵所」という。）に係る技術上の基準については、次の各号に掲げる旧基準の特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、当該各号に定める日（その日前に当該旧基準の特定屋外タンク貯蔵所の構造及び設備が新基準のすべてに適合することとなった場合にあつては、当該適合することとなった日）までの間は、同項第三号の二及び第四号の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p> <p>一 その所有者、管理者又は占有者が、平成七年十二月三十一日までの間に、市町村長等に総務省令で定めるところによる旧基準の特定屋外タンク貯蔵所の構造及び設備の実態についての調査並びに当該構造及び設備を新基準のすべてに適合させるための工事に関する計画の届出（次号において「調査・工事計画届出」という。）をした旧基準の特定屋外タンク貯蔵所で、新令第八条の四第一項に規定するもの 平成二十一年十二月三十一日</p>

8

(略)

- じ。)を休止し、かつ、その旨の確認を総務省令で定めるところにより市町村長等から受けた旧基準の特定屋外タンク貯蔵所であつて、当該日の翌日以後において危険物の貯蔵及び取扱いを当該確認を受けた時から引き続き休止しているものにあつては、同日の翌日以後において危険物の貯蔵及び取扱いを再開する日の前日)
- 二 その所有者、管理者又は占有者が、平成七年十二月三十一日までの間に、市町村長等に調査・工事計画届出をした旧基準の特定屋外タンク貯蔵所で、前号に掲げるもの以外のもの 平成二十五年十二月三十一日(当該日までの間に、その所有者、管理者又は占有者が、危険物の貯蔵及び取扱いを休止し、かつ、その旨の確認を総務省令で定めるところにより市町村長等から受けた旧基準の特定屋外タンク貯蔵所であつて、当該日の翌日以後において危険物の貯蔵及び取扱いを当該確認を受けた時から引き続き休止しているものにあつては、同日の翌日以後において危険物の貯蔵及び取扱いを再開する日の前日)
- 三 前二号に掲げるもの以外の旧基準の特定屋外タンク貯蔵所  
平成七年十二月三十一日

8

(略)

- 二 その所有者、管理者又は占有者が、平成七年十二月三十一日までの間に、市町村長等に調査・工事計画届出をした旧基準の特定屋外タンク貯蔵所で、前号に掲げるもの以外のもの 平成二十五年十二月三十一日
- 三 前二号に掲げるもの以外の旧基準の特定屋外タンク貯蔵所  
平成七年十二月三十一日

改正案	現行
<p>附則</p> <p>1 (略)</p> <p>2 この政令の施行の際、現に消防法第十一条第一項前段の規定による設置に係る許可を受け、又は当該許可の申請がされているこの政令による改正後の危険物の規制に関する政令（以下「新令」という。）第十一条第一項第三号の三に規定する準特定屋外タンク貯蔵所で、その構造及び設備が同号及び同項第四号に定める技術上の基準（以下「新基準」という。）に適合しないもの（以下「旧基準の準特定屋外タンク貯蔵所」という。）に係る技術上の基準については、次の各号に掲げる旧基準の準特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、当該各号に定める日（その日前に当該旧基準の準特定屋外タンク貯蔵所の構造及び設備が新基準のすべてに適合することとなった場合にあつては、当該適合することとなった日）までの間は、同項第三号の三及び第四号の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p> <p>一 その所有者、管理者又は占有者が、平成十三年三月三十一日までの間に、市町村長等に総務省令で定めるところによる旧基準の準特定屋外タンク貯蔵所の構造及び設備の実態についての調査並びに当該構造及び設備を新基準のすべてに適合させるための工事に関する計画の届出をした旧基準の準特定屋外タンク貯蔵所 平成二十九年三月三十一日（当該日までの間に、その所有者、管理者又は占有者が、<u>危険物の貯蔵及び取扱い（総務省令で定めるものを除く。以下同じ。）を休止し、かつ、その旨の確認を総務省令で定めるところにより市町村長等から受けた旧基準の準特定屋外タンク貯蔵所であつて、当該日の翌日以後において危険物の貯蔵及び取扱いを当該確認を受けた時から</u></p>	<p>附則</p> <p>1 (略)</p> <p>2 この政令の施行の際、現に消防法第十一条第一項前段の規定による設置に係る許可を受け、又は当該許可の申請がされているこの政令による改正後の危険物の規制に関する政令（以下「新令」という。）第十一条第一項第三号の三に規定する準特定屋外タンク貯蔵所で、その構造及び設備が同号及び同項第四号に定める技術上の基準（以下「新基準」という。）に適合しないもの（以下「旧基準の準特定屋外タンク貯蔵所」という。）に係る技術上の基準については、次の各号に掲げる旧基準の準特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、当該各号に定める日（その日前に当該旧基準の準特定屋外タンク貯蔵所の構造及び設備が新基準のすべてに適合することとなった場合にあつては、当該適合することとなった日）までの間は、同項第三号の三及び第四号の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p> <p>一 その所有者、管理者又は占有者が、平成十三年三月三十一日までの間に、市町村長等に総務省令で定めるところによる旧基準の準特定屋外タンク貯蔵所の構造及び設備の実態についての調査並びに当該構造及び設備を新基準のすべてに適合させるための工事に関する計画の届出をした旧基準の準特定屋外タンク貯蔵所 平成二十九年三月三十一日</p>

3

(略)

引き続き休止しているものにあつては、同日の翌日以後において危険物の貯蔵及び取扱いを再開する日の前日)

二 前号に掲げるもの以外の旧基準の準特定屋外タンク貯蔵所  
平成十三年三月三十一日

3

(略)

二 前号に掲げるもの以外の旧基準の準特定屋外タンク貯蔵所  
平成十三年三月三十一日

○総務省令第九十八号

危険物の規制に関する政令等の一部を改正する政令等（平成二十一年政令第二百四十七号）の施行に伴い、並びに消防法（昭和二十三年法律第八十六号）及び危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、危険物の規制に関する規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年十月十六日

総務大臣 原口 一博

危険物の規制に関する規則等の一部を改正する省令

（危険物の規制に関する規則の一部改正）

第一条 危険物の規制に関する規則（昭和三十四年総理府令第五十五号）の一部を次のように改正する。

第六十二条の二第三号中「使用の状況」の前に「前号に掲げるもののほか、」を加え、同号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 危険物の貯蔵及び取扱いが休止されたこと。

第六十二条の二に次の一項を加える。

2 前項第三号の危険物の貯蔵及び取扱いからは、次に掲げるものを除く。

一 消火設備又は保安のための設備の動力源の燃料タンクにおける危険物の貯蔵又は取扱い

二 ポンプその他の潤滑油又は作動油を用いる機器における潤滑油又は作動油の取扱い（一の機器において取り扱う潤滑油又は作動油の数量が指定数量の五分の一未満である場合に限る。）

三 屋外タンク貯蔵所の配管の他の製造所等との共用部分における危険物の取扱い（当該他の製造所等における危険物の貯蔵又は取扱いに伴うものに限る。）

第六十二条の五に次の二項を加える。

3 第一項の規定にかかわらず、同項に規定する屋外タンク貯蔵所について同項に規定する期間内に第六十二条の二第一項第三号に掲げる事由が生じ、市町村長等が保安上支障がないと認める場合には、当該屋外タンク貯蔵所の所有者、管理者又は占有者の申請に基づき、当該期間を市町村長等が定める期間延長することができる。

4 前項の申請は、別記様式第三十五の申請書に理由書その他の参考となるべき事項を記載した書類を添

えて行わなければならない。

第六十二条の八第一項第一号中「三十年間」の下に「。ただし、当該期間内に同条第三項の規定により市町村長等が延長期間を定めた場合にあつては、当該延長期間を加えた期間」を加える。

別記様式第三十四の次に次の七様式を加える。

様式第35 (第62条の5関係)

休止中の特定屋外タンク貯蔵所の内部点検期間延長申請書

年 月 日		
殿 申請者		
住所 _____ (電話 _____)		
氏名 _____ (印)		
設置者	住所	電話
	氏名	
設置場所		
タンクの呼称又は番号		
設置の許可年月日 及び許可番号		年 月 日 第 号
設置の完成検査年月日 及び検査番号		年 月 日 第 号
直近の保安検査を受けた日 又は内部点検を行った日		年 月 日 ( <input type="checkbox"/> 保安検査 <input type="checkbox"/> 内部点検 )
貯蔵最大数量		kl
危険物以外の物品の 貯蔵又は取扱い *		<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (物品: _____ )
期間延長後の 内部点検予定期日		
その他参考となる事項 *		
※受付欄	備考	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。  
 2 法人にあつては、その名称、代表者氏名及び主たる事業所の所在地を記入すること。  
 3 \*印の欄に関しては、必要に応じ図面、資料等を添付すること。  
 4 ※印の欄は記入しないこと。

様式第36 (附則第3条関係)

特 定  
準特定 屋外タンク貯蔵所の休止確認申請書(新基準適合期限延長)

		年 月 日
殿		
申請者		
住所		(電話 )
氏名		④
設置者	住所	電話
	氏名	
設置場所		
タンクの呼称又は番号		
設置の許可年月日 及び許可番号		年 月 日 第 号
貯蔵最大数量		kl
休止措置の内容*	危険物の除去	
	危険物の誤流入 防止措置	
	休止標識の 掲示場所等	
危険物以外の物品の 貯蔵又は取扱い *		<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (物品名 : )
危険物の貯蔵又は取扱いの 再開予定期日		
その他参考となる事項*		
※ 受付欄		※ 経過欄
		備考
		休止確認年月日

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。
  - 2 法人にあつては、その名称、代表者氏名及び主たる事業所の所在地を記入すること。
  - 3 \*印の欄に関しては、必要に応じ図面、資料等を添付すること。
  - 4 ※印の欄は記入しないこと。

様式第37 (附則第3条関係)

特定  
 休止中の屋外タンク貯蔵所の再開届出書(新基準適合期限延長)  
 準特定

		年 月 日
殿		
届出者		
住所 _____ (電話 _____)		
氏名 _____ (印)		
設置者	住所	電話
	氏名	
設置場所		
タンクの呼称又は番号		
設置の許可年月日 及び許可番号		年 月 日 第 号
貯蔵最大数量		kl
休止確認年月日		年 月 日
危険物の貯蔵又は取扱いを 再開する日		年 月 日
新基準に適合することとな った日又は適合することと なる予定の日		年 月 日
※受付欄	備考	

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。
  - 2 法人にあつては、その名称、代表者氏名及び主たる事業所の所在地を記入すること。
  - 3 新基準に適合している場合は、新基準の適合確認に用いた計算書、図面等を添付すること。
  - 4 ※印の欄は記入しないこと。

様式第38 (附則第3条関係)

特 定  
準特定 屋外タンク貯蔵所の休止確認に係る変更届出書(新基準適合期限延長)

年 月 日			
殿 届出者			
住所 _____ (電話 _____)			
氏名 _____ (印)			
設置者	住所	電話	
	氏名		
設置場所			
タンクの呼称又は番号			
設置の許可年月日 及び許可番号		年 月 日	第 号
貯蔵最大数量			kℓ
休止確認年月日		年 月 日	
変更の内容		変更前	変更後
休止措置の内容*	危険物の除去		
	危険物の誤流入 防止措置		
	休止標識の 掲示場所等		
危険物以外の物品の 貯蔵又は取扱い *			
危険物の貯蔵又は取扱いの 再開予定期日			
その他の変更の内容*			
変更予定期日			
その他必要な事項*			
※受付欄		備考	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。  
 2 法人にあつては、その名称、代表者氏名及び主たる事業所の所在地を記入すること。  
 3 \*印の欄に関しては、必要に応じ図面、資料等を添付すること。  
 4 ※印の欄は記入しないこと。

様式第39 (附則第3条関係)

特定屋外タンク貯蔵所の休止確認申請書(浮き屋根新基準適合期限延長)

年 月 日		
殿 申請者		
住所		(電話 )
氏名		④
設置者	住所	電話
	氏名	
設置場所		
タンクの呼称又は番号		
設置の許可年月日 及び許可番号		年 月 日 第 号
貯蔵最大数量		kl
浮き屋根の構造		m
		<input type="checkbox"/> 一枚板構造 <input type="checkbox"/> 一枚板構造以外
休止措置の内容*	危険物の除去	
	危険物の誤流入防止措置	
	休止標識の掲示場所等	
危険物以外の物品の貯蔵又は取扱い*		<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (物品名: )
危険物の貯蔵又は取扱いの再開予定期日		
その他参考となる事項*		
※受付欄	※経過欄	備考
	休止確認年月日	

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。
  - 2 法人にあつては、その名称、代表者氏名及び主たる事業所の所在地を記入すること。
  - 3 \*印の欄に関しては、必要に応じ図面、資料等を添付すること。
  - 4 ※印の欄は記入しないこと。

様式第40 (附則第3条関係)

休止中の特定屋外タンク貯蔵所の再開届出書(浮き屋根新基準適合期限延長)

殿		年 月 日
届出者		
住所		(電話 )
氏名		(印)
設置者	住所	電話
	氏名	
設置場所		
タンクの呼称又は番号		
設置の許可年月日 及び許可番号		年 月 日 第 号
貯蔵最大数量		kℓ
浮き屋根の構造	<input type="checkbox"/> 一枚板構造 <input type="checkbox"/> 一枚板構造以外	告示第2条の2に 定める空間高さ Hc m
休止確認年月日		年 月 日
危険物の貯蔵又は取扱いを 再開する日		年 月 日
新基準に適合することとな った日又は適合することと なる予定の日		年 月 日
※受付欄	備 考	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。  
 2 法人にあつては、その名称、代表者氏名及び主たる事業所の所在地を記入すること。  
 3 新基準に適合している場合は、新基準の適合確認に用いた計算書、図面等を添付すること。  
 4 ※印の欄は記入しないこと。

様式第41 (附則第3条関係)

特定屋外タンク貯蔵所の休止確認に係る変更届出書(浮き屋根新基準適合期限延長)

年 月 日			
殿 届出者			
住所 _____ (電話 _____)			
氏名 _____ ⑩			
設置者	住所	電話	
	氏名		
設置場所			
タンクの呼称又は番号			
設置の許可年月日 及び許可番号		年 月 日	第 号
休止確認年月日		年 月 日	
貯蔵最大数量			kℓ
浮き屋根の構造		<input type="checkbox"/> 一枚板構造 <input type="checkbox"/> 一枚板構造以外	告示第2条の2に 定める空間高さ Hc m
変更の内容		変更前	変更後
休止措置 の内容*	危険物の除去		
	危険物の誤流入 防止措置		
	休止標識の 掲示場所等		
危険物以外の物品の 貯蔵又は取扱い *			
危険物の貯蔵又は取扱いの 再開予定期日			
その他の変更の内容*			
変更予定期日			
その他必要な事項*			
※受付欄		備考	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。  
 2 法人にあつては、その名称、代表者氏名及び主たる事業所の所在地を記入すること。  
 3 \*印の欄に関しては、必要に応じ図面、資料等を添付すること。  
 4 ※印の欄は記入しないこと。

（危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令の一部改正）

第二条 危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（平成十七年総務省令第三号）の一部を次のように改正する。

附則第三条第一項第一号中「平成二十九年三月三十一日」の下に「（当該日までの間に、その所有者、管理者又は占有者が、危険物の貯蔵及び取扱い（危険物の規制に関する規則第六十二条の二第二項各号に規定するものを除く。以下同じ。）を休止し、かつ、その旨の確認を市町村長等から受けた旧浮き屋根の特定屋外タンク貯蔵所であつて、当該日の翌日以後において危険物の貯蔵及び取扱いを当該確認を受けた時から引き続き休止しているものにあつては、同日の翌日以後において危険物の貯蔵及び取扱いを再開する日の前日）」を加える。

## 附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十一年十一月一日から施行する。

（屋外タンク貯蔵所の内部点検の時期に関する経過措置）

第二条 危険物の規制に関する政令及び消防法施行令の一部を改正する政令（昭和五十二年政令第十号。以下「昭和五十二年政令」という。）の施行の際、現に消防法第十一条第一項前段の規定による設置に係る許可を受け、又は当該許可の申請がされていた特定屋外タンク貯蔵所のうち、この省令の施行の際現にその構造及び設備が危険物の規制に関する政令第十一条第一項第三号の二及び第四号に定める技術上の基準に適合しないもので、昭和五十二年政令附則第三項各号に掲げる基準に適合しないものについての、内部点検の実施及び内部点検に係る記録の保存については、なお従前の例による。ただし、市町村長等が定める期間の延長については、この省令による改正後の危険物の規制に関する規則（以下「新規則」という。）第六十二条の五第三項及び第四項並びに第六十二条の八第一号の規定の定めるところによる。

（確認の手續等）

第三条 危険物の規制に関する政令等の一部を改正する政令等（平成二十一年政令第二百四十七号。以下「平成二十一年改正政令」という。）による改正後の危険物の規制に関する政令等の一部を改正する政令（平成六年政令第二百十四号。以下「新二百十四号改正政令」という。）附則第七項及び平成二十一年改正政令による改正後の危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令（平成十一年

政令第三号。以下「新平成十一年改正政令」という。）附則第二項の総務省令で定める危険物の貯蔵及び取扱いは、新規則第六十二条の二第二項各号に掲げるものとする。

2 新二百十四号改正政令附則第七項の規定又は新平成十一年改正政令附則第二項の規定による確認を受けようとする者は、別記様式第三十六の申請書に理由書その他の参考となるべき事項を記載した書類を添えて市町村長等に提出しなければならない。

3 市町村長等は、前項の申請があつたときは、当該申請に係る旧基準の特定屋外タンク貯蔵所又は旧基準の準特定屋外タンク貯蔵所が次の各号のいずれにも該当すると認められる場合に限り、新二百十四号改正政令附則第七項又は新平成十一年改正政令附則第二項の確認をするものとする。

一 危険物（第一項の危険物の貯蔵及び取扱いに係るものを除く。次号において同じ。）を除去する措置が講じられていること。

二 誤って危険物が流入するおそれがないようにするための措置が講じられていること。

三 見やすい箇所に、幅〇・三メートル以上、長さ〇・六メートル以上の地が白色の板に赤色の文字で「休止中」と表示した標識が掲示されていること。

4 新二百十四号改正政令附則第七項の確認を受けている旧基準の特定屋外タンク貯蔵所又は新平成十一年改正政令附則第二項の確認を受けている旧基準の準特定屋外タンク貯蔵所の所有者、管理者又は占有者は、当該旧基準の特定屋外タンク貯蔵所又は当該旧基準の準特定屋外タンク貯蔵所における危険物の貯蔵及び取扱いを再開しようとするときは、あらかじめ、その旨を別記様式第三十七の届出書により市町村長等に届け出なければならない。

5 新二百十四号改正政令附則第七項の確認を受けている旧基準の特定屋外タンク貯蔵所又は新平成十一年改正政令附則第二項の確認を受けている旧基準の準特定屋外タンク貯蔵所の所有者、管理者又は占有者は、前項の届出をするまでの間、当該旧基準の特定屋外タンク貯蔵所又は旧基準の準特定屋外タンク貯蔵所について、第二項の申請書又は書類に記載された事項に変更が生じる場合には、あらかじめ、その旨を別記様式第三十八の届出書により市町村長等に届け出なければならない。その届出事項に変更が生じるときも、同様とする。

6 市町村長等は、新二百十四号改正政令附則第七項の確認をした旧基準の特定屋外タンク貯蔵所又は新平成十一年改正政令附則第二項の確認をした旧基準の準特定屋外タンク貯蔵所について、危険物の貯蔵及び

取扱いが再開される前に、第三項各号のいずれかに該当しないと認めるに至ったときは、当該確認を取り消すことができる。

7 第二項から前項までの規定は、この省令による改正後の危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（平成十七年総務省令第三号）附則第三条第一項の規定による確認について準用する。この場合において、第二項中「別記様式第三十六」とあるのは「別記様式第三十九」と、第四項中「別記様式第三十七」とあるのは「別記様式第四十」と、第五項中「別記様式第三十八」とあるのは「別記様式第四十一」とする。

危険物の規制に関する規則等の一部を改正する省令新旧対照条文

○ 危険物の規制に関する規則（昭和三十四年総理府令第五十五号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（保安に関する検査を受けなければならない時期の特例事由）</p> <p>第六十二条の二 令第八条の四第二項ただし書の総務省令で定める事由は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 二 （略）</p> <p>三 危険物の貯蔵及び取扱いが休止されたこと。</p> <p>四 前号に掲げるもののほか、使用の状況（計画を含む。）等に変更が生じたこと。</p> <p>2 前項第三号の危険物の貯蔵及び取扱いからは、次に掲げるものを除くものとする。</p> <p>一 消火設備又は保安のための設備の動力源の燃料タンクにおける危険物の貯蔵又は取扱い</p> <p>二 ポンプその他の潤滑油又は作動油を用いる機器における潤滑油又は作動油の取扱い（一の機器において取り扱う潤滑油又は作動油の数量が指定数量の五分の一未満である場合に限る。）</p> <p>三 屋外タンク貯蔵所の配管の他の製造所等との共用部分における危険物の取扱い（当該他の製造所等における危険物の貯蔵又は取扱いに伴うものに限る。）</p> <p>第六十二条の五</p> <p>1 二 （略）</p> <p>3 第一項の規定にかかわらず、同項に規定する屋外タンク貯蔵所について同項に規定する期間内に第六十二条の二第一項第三号に掲げる事由が生じ、市町村長等が保安上支障がないと認める場合には、当該屋外タンク貯蔵所の所有者、管理者又は占有者の申請</p>	<p>（保安に関する検査を受けなければならない時期の特例事由）</p> <p>第六十二条の二 令第八条の四第二項ただし書の総務省令で定める事由は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 二 （略）</p> <p>三 危険物の貯蔵及び取扱いが休止されたこと。 使用の状況（計画を含む。）等に変更が生じたこと。</p> <p>第六十二条の五</p> <p>1 二 （略）</p>

に基づき、当該期間を市町村長等が定める期間延長することができる。

4 前項の申請は、別記様式第三十五の申請書に理由書その他の参考となるべき事項を記載した書類を添えて行わなければならない。

第六十二条の八 前条に規定する点検記録は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間これを保存しなければならない。

- 一 第六十二条の五第一項の規定による屋外貯蔵タンクの内部点検に係る点検記録 二十六年間（同項括弧書の期間の適用を受けた場合にあつては三十年間）。ただし、当該期間内に同条第三項の規定により市町村長等が延長期間を定めた場合にあつては、当該延長期間を加えた期間

二〇三（略）

第六十二条の八 前条に規定する点検記録は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間これを保存しなければならない。

- 一 第六十二条の五第一項の規定による屋外貯蔵タンクの内部点検に係る点検記録 二十六年間（同項括弧書の期間の適用を受けた場合にあつては三十年間）

二〇三（略）

改正案	現行
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第三条 この省令の施行の際、現に消防法第十一条第一項の規定により許可を受けている特定屋外タンク貯蔵所で、その構造及び設備が新規則第二十條の四第二項第三号に定める技術上の基準（以下「新基準」という。）に適合しないもの（以下「旧浮き屋根の特定屋外タンク貯蔵所」という。）に係る技術上の基準については、次の各号に掲げる旧浮き屋根の特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、当該各号に定める日（その日前に当該旧浮き屋根の特定屋外タンク貯蔵所の構造及び設備が新基準のすべてに適合することとなった場合にあつては、当該適合することとなった日）までの間は、同項第三号の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p> <p>一 その所有者、管理者又は占有者が、平成十九年三月三十一日までの間に、市町村長等に旧浮き屋根の特定屋外タンク貯蔵所の構造及び設備の実態についての調査並びに当該構造及び設備を新基準のすべてに適合させるための工事に關する計画の届出をした旧浮き屋根の特定屋外タンク貯蔵所 平成十九年三月三十一日（当該日までの間に、その所有者、管理者又は占有者が、<u>危険物の貯蔵及び取扱い（危険物の規制に關する規則第六十二條の二第二項各号に規定するものを除く。以下同じ。）を休止し、かつ、その旨の確認を市町村長等から受けた旧浮き屋根の特定屋外タンク貯蔵所であつて、当該日の翌日以後において危険物の貯蔵及び取扱いを当該確認を受けた時から引き続き休止しているものにあつては、同日の翌日以後において危険物の貯蔵及び取扱いを再開する日の前日）</u></p> <p>二 前号に掲げるもの以外の旧浮き屋根の特定屋外タンク貯蔵所 平成十九年三月三十一日</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第三条 この省令の施行の際、現に消防法第十一条第一項の規定により許可を受けている特定屋外タンク貯蔵所で、その構造及び設備が新規則第二十條の四第二項第三号に定める技術上の基準（以下「新基準」という。）に適合しないもの（以下「旧浮き屋根の特定屋外タンク貯蔵所」という。）に係る技術上の基準については、次の各号に掲げる旧浮き屋根の特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、当該各号に定める日（その日前に当該旧浮き屋根の特定屋外タンク貯蔵所の構造及び設備が新基準のすべてに適合することとなった場合にあつては、当該適合することとなった日）までの間は、同項第三号の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p> <p>一 その所有者、管理者又は占有者が、平成十九年三月三十一日までの間に、市町村長等に旧浮き屋根の特定屋外タンク貯蔵所の構造及び設備の実態についての調査並びに当該構造及び設備を新基準のすべてに適合させるための工事に關する計画の届出をした旧浮き屋根の特定屋外タンク貯蔵所 平成十九年三月三十一日</p> <p>二 前号に掲げるもの以外の旧浮き屋根の特定屋外タンク貯蔵所 平成十九年三月三十一日</p>

2

(略)

2

(略)

○総務省令第九十九号

危険物の規制に関する政令等の一部を改正する政令等（平成二十一年政令第二百四十七号）の施行に伴い、及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成十二年政令第十六号）の規定に基づき、地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年十月十六日

総務大臣 原口 一博

地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令の一部を  
改正する省令

地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令（平成十二年自治省令第五号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「（その日前に）」を「（同項第一号括弧書に掲げる旧基準の特定屋外タンク貯蔵所にあつては、当該旧基準の特定屋外タンク貯蔵所における危険物の貯蔵及び取扱いを再開する日の前日。これらの

日前に」に改め、同条第四号中「（その日前に）」を「（同項第二号括弧書に掲げる旧基準の特定屋外タンク貯蔵所にあつては、当該旧基準の特定屋外タンク貯蔵所における危険物の貯蔵及び取扱いを再開する日の前日。これらの日前に）」に改め、同条第五号中「（その日前に）」を「（同項第一号括弧書に掲げる旧基準の準特定屋外タンク貯蔵所にあつては、当該旧基準の準特定屋外タンク貯蔵所における危険物の貯蔵及び取扱いを再開する日の前日。これらの日前に）」に改める。

#### 附 則

この省令は、平成二十一年十一月一日から施行する。

地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令の一部を改正する省令案新旧対照条文

○ 地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令（平成十二年二月四日自治省令第五号）  
（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第二条 令本則の表十七の項の2の下欄の総務省令で定める場合は、次の各号に掲げる屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。</p> <p>一（二）（略）</p> <p>三 危険物の規制に関する政令等の一部を改正する政令（平成六年政令第二百十四号。以下この号及び次号において「六年政令」という。）附則第七項に規定する旧基準の特定屋外タンク貯蔵所（同項第一号に掲げるものに限る。）平成二十一年十二月三十一日（同項第一号括弧書きに掲げる旧基準の特定屋外タンク貯蔵所にあつては、当該旧基準の特定屋外タンク貯蔵所における危険物の貯蔵及び取扱いを再開する日の前日。これらの日前に当該旧基準の特定屋外タンク貯蔵所の構造及び設備が六年政令附則第二項第一号に規定する新基準（以下この号及び次号において「六年新基準」という。）に適合することとなった場合にあつては、当該適合することとなった日）までに行われた変更許可申請（当該旧基準の特定屋外タンク貯蔵所の構造及び設備を六年新基準に適合させるためのもの並びに第一条の二に規定する特定屋外貯蔵タンクに係る特定屋外タンク貯蔵所の浮き屋根に係るものを除く。）に係る審査の場合</p> <p>四 六年政令附則第七項に規定する旧基準の特定屋外タンク貯蔵所（同項第二号に掲げるものに限る。）平成二十五年十二月三十一日（同項第二号括弧書きに掲げる旧基準の特定屋外タンク貯蔵所にあつては、当該旧基準の特定屋外タンク貯蔵所における</p>	<p>第二条 令本則の表十七の項の2の下欄の総務省令で定める場合は、次の各号に掲げる屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。</p> <p>一（二）（略）</p> <p>三 危険物の規制に関する政令等の一部を改正する政令（平成六年政令第二百十四号。以下この号及び次号において「六年政令」という。）附則第七項に規定する旧基準の特定屋外タンク貯蔵所（同項第一号に掲げるものに限る。）平成二十一年十二月三十一日（</p> <p>その日</p> <p>前に当該旧基準の特定屋外タンク貯蔵所の構造及び設備が六年政令附則第二項第一号に規定する新基準（以下この号及び次号において「六年新基準」という。）に適合することとなった場合にあつては、当該適合することとなった日）までに行われた変更許可申請（当該旧基準の特定屋外タンク貯蔵所の構造及び設備を六年新基準に適合させるためのもの並びに第一条の二に規定する特定屋外貯蔵タンクに係る特定屋外タンク貯蔵所の浮き屋根に係るものを除く。）に係る審査の場合</p> <p>四 六年政令附則第七項に規定する旧基準の特定屋外タンク貯蔵所（同項第二号に掲げるものに限る。）平成二十五年十二月三十一日（</p>

る危険物の貯蔵及び取扱いを再開する日の前日。これらの日前に当該旧基準の特定屋外タンク貯蔵所の構造及び設備が六年新基準に適合することとなった場合にあつては、当該適合することとなった日)までに行われた変更許可申請(当該旧基準の特定屋外タンク貯蔵所の構造及び設備を六年新基準に適合させるためのもの並びに第一条の二に規定する特定屋外貯蔵タンクに係る特定屋外タンク貯蔵所の浮き屋根に係るものを除く。)に係る審査の場合

五 危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令(平成十一年政令第三号。以下この号において「十一年政令」という。)附則第二項に規定する旧基準の準特定屋外タンク貯蔵所(同項第一号に掲げるものに限る。) 平成二十九年三月三十一日(同項第一号括弧書に掲げる旧基準の準特定屋外タンク貯蔵所にあつては、当該旧基準の準特定屋外タンク貯蔵所における危険物の貯蔵及び取扱いを再開する日の前日。これらの日前に当該旧基準の準特定屋外タンク貯蔵所の構造及び設備が十一年政令附則第二項に規定する新基準(以下この号において「十一年新基準」という。)に適合することとなった場合にあつては、当該適合することとなった日)までに行われた変更許可申請(当該旧基準の準特定屋外タンク貯蔵所の構造及び設備を十一年新基準に適合させるためのものを除く。)に係る審査の場合

その日前に当該旧基準の特定屋外タンク貯蔵所の構造及び設備が六年新基準に適合することとなった場合にあつては、当該適合することとなった日)までに行われた変更許可申請(当該旧基準の特定屋外タンク貯蔵所の構造及び設備を六年新基準に適合させるためのもの並びに第一条の二に規定する特定屋外貯蔵タンクに係る特定屋外タンク貯蔵所の浮き屋根に係るものを除く。)に係る審査の場合

五 危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令(平成十一年政令第三号。以下この号において「十一年政令」という。)附則第二項に規定する旧基準の準特定屋外タンク貯蔵所(同項第一号に掲げるものに限る。) 平成二十九年三月三十一日(旧基準の準特定屋外タンク貯蔵所の構造及び設備が十一年政令附則第二項に規定する新基準(以下この号において「十一年新基準」という。)に適合することとなった場合にあつては、当該適合することとなった日)までに行われた変更許可申請(当該旧基準の準特定屋外タンク貯蔵所の構造及び設備を十一年新基準に適合させるためのものを除く。)に係る審査の場合